

有料職業紹介契約書（抜粋）

第8条（紹介手数料）

1. 甲は、第1条(1)により乙が紹介した応募者の内定を決定し、当該応募者（以下、「採用者」という。）が甲の内定承諾を表明した段階で紹介手数料が発生する成功報酬方式とする。
2. 紹介手数料の算出対象期間は、採用者が甲へ入社した日から無期雇用の場合は1年間、有期雇用の場合は雇用予定期間とする。但し、有期雇用の場合であっても、甲が予め有期雇用期間の更新を予定し、更新後の雇用期間を含めて1年間を超える予定である場合は、1年間とする。
3. 甲と乙は、乙から甲へ紹介された採用者ごとに覚書を締結する。
4. 甲が乙に支払う紹介手数料は、甲が採用者に支払う予定の報酬額（基本給、諸手当、賞与、残業代等を含む。）1年分若しくは雇用予定期間の25％に消費税を加算した額とする。
5. 乙が甲に紹介した採用者が、自己都合により又は就業規則違反等の採用者の責に帰すべき事由により入社後3ヶ月以内に退職したときは、乙は前項に定めた紹介手数料の半額を甲に返還する。
6. 前項の返還金は、甲が乙へ当該退職者が退職した旨を通知した日の翌月末までに、甲の指定する金融機関口座への振込により支払い、銀行振込手数料は乙の負担とする。なお、甲乙の協議により、他の採用者にかかる紹介手数料との相殺によることができる。
7. 第1条(2)のサービスに対する報酬、支払い等については、甲乙協議の上、都度決定する。